

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福岡市の人口は、約 162 万人（令和 3 年度 4 月推計人口）となっており、人口増加数、増加率ともに高い水準にあるが、65 歳以上人口が 22%を超え、高齢化が進行している。

福岡市は、市民生活を支える卸売業、小売業、サービス業などに加えて、新たな経済の活力を生み出す情報関連産業、クリエイティブ産業などの創業や集積も進んでおり、様々な業種において発展を続けている。

こうした市の発展の原動力は、市内事業所の多くを占める中小企業である。

しかし、少子高齢社会の進展やグローバル化に伴う国内外の企業間競争の激化、DXの推進、働き方改革への対応、感染症対策の徹底など、中小企業はこれまでにない経営環境の変化に直面している。

特に、令和 3 年度に福岡市が行った中小企業への調査では、新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、「悪影響が出ている」や「やや悪影響が出ている」と回答した割合が全体の 83.9%に及んでいるほか、「感染症拡大で経済の先行きに不安があり、設備投資を縮小している」など、中小企業の設備投資意欲の減退が課題となっている。

このような厳しい事業環境の中でも、大企業と比較して老朽化が進んでいる中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備へと一新させることで、市内事業者の労働生産性の飛躍的な向上を図り、チャレンジする中小企業を支援する。

#### (2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促し、中小企業者の生産性向上を図り、本市経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 330 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 市は、経営上、合理性に欠ける人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 市は、導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。

先端設備等導入を実施しようとする中小企業は当該調査に協力する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。